

大阪市告示第967号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年7月5日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分		時間帯	一時駐車料金の額		
			受付時間内	受付時間外	上限料金
十三 駐車場	1 号	午前7時から 翌日午前2時 まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1,100円（日曜 日、土曜日及び休 日にあっては、 1,200円）
		午前2時から 午前7時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		
	2 号	午前7時から 翌日午前2時 まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—	入庫後駐車時間 24時間までごと に1,000円（日曜 日、土曜日及び休 日にあっては、 1,100円）
		午前2時から 午前7時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		

備考

- 1 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のう

ち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

2 実施年月日 令和6年7月10日から

(建設局道路河川部調整課)